令和７年度版は現在編集中です

■　令和６年度版の書籍詳細

税理士　杉田　宗久／編著
令和６年５月 31日発売
定価：2,200 円 (本体 2,000 円＋税)　Ａ５判 290頁

※電子版の販売はございません

税務ハンドブック 50周年 since1974

おかげさまで
税務ハンドブックは発行50周年をむかえました

「税制改正の主要なポイント」は
図表も用いてわかりやすく解説

令和６年度税制改正に対応。法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税、地方税等、各種税目をカバーし、外出先などで重要な項目の確認ができるようコンパクトにまとめています。
昭和49年から毎年改正を反映して発行し、使用頻度の高い項目を集約した実務書です。
さらに巻頭見開き掲載の「各種税率一覧」のほか、「社会保険料額表」「年齢早見表(適用年齢簡易判定付)」も好評です。

○令和６年４月10日現在の法令に基づく主要税制に対応

令和６年度版

税務ハンドブック

税理士 杉 田 宗 久 編著

TAXES HANDBOOK

税務ハンドブック 50周年 since1974

■公的年金等に係る雑所得の速算表（公的年金等の収入金額×割合－控除額＝雑所得の金額（0以下は0））

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額					
		1,000万円以下		1,000万円超2,000万円以下		2,000万円超	
		割合	控除額	割合	控除額	割合	控除額
65歳未満	130万円未満	100%	60 万円	100%	50 万円	100%	40 万円
	130万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	75%	17.5万円	75%	7.5万円
	410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	85%	58.5万円	85%	48.5万円
	770万円以上1,000万円以下	95%	145.5万円	95%	135.5万円	95%	125.5万円
	1,000万円超	100%	195.5万円	100%	185.5万円	100%	175.5万円
65歳以上	330万円未満	100%	110 万円	100%	100 万円	100%	90 万円
	330万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	75%	17.5万円	75%	7.5万円
	410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	85%	58.5万円	85%	48.5万円
	770万円以上1,000万円以下	95%	145.5万円	95%	135.5万円	95%	125.5万円
	1,000万円超	100%	195.5万円	100%	185.5万円	100%	175.5万円

■給与所得の速算表　B＝A÷4（千円未満切捨て）

給与等の収入（A）（千円）	給与所得金額	給与等の収入（A）（千円）	給与所得金額
551 未満	0 円	1,800 以上 3,600未満	B×4×70%－ 80 千円
551 以上 1,619 未満	A－550 千円	3,600 以上 6,600未満	B×4×80%－440 千円
1,619 以上 1,620 未満	1,069 千円	6,600 以上 8,500未満	A×90%－1,100 千円
1,620 以上 1,622 未満	1,070 千円	8,500 以上	A－1,950 千円
1,622 以上 1,624 未満	1,072 千円	子育て・介護世帯	
1,624 以上 1,628 未満	1,074 千円	8,500 以上 10,000未満	A×90%－1,100 千円
1,628 以上 1,800 未満	B×4×60%＋100千円	10,000以上	A－2,100 千円

○**所得金額調整控除**　①給与所得（10万限度）＋②年金雑所得（10万限度）が10万円超のとき、
①＋②－10万円を給与所得から控除

■所得税の配偶者控除・配偶者特別控除早見表

（万円）

	配偶者の合計所得金額	控除対象配偶者	納税者本人の合計所得金額 ～900以下	900超950以下	950超1,000以下
配偶者控除	48以下	70歳未満	38	26	13
		70歳以上	48	32	16
配偶者特別控除	95以下	配偶者控除なし	38	26	13
	100以下		36	24	12
	105以下		31	21	11
	110以下		26	18	9
	115以下		21	14	7
	120以下		16	11	6
	125以下		11	8	4
	130以下		6	4	2
	133以下		3	2	1
	133超		—	—	—

■所得税の基礎控除

合計所得金額（万円）	基礎控除
2,400以下	48万円
2,400超 2,450以下	32万円
2,450超 2,500以下	16万円
2,500超	0 円

扶養控除	
0～15歳	—
16～18歳	38万円
19～22歳	63万円
23～69歳	38万円
70歳以上（同居）	48万円（58万円）

■各種所得控除

生命保険料控除	適用限度額12万円
Ⅰ新生命・介護医療・新年金⇒	（各々最高4万円）
＋	＋
Ⅱ旧生命　旧年金⇒	（各々最高5万円）

（※生命保険・年金保険は、新旧両方について控除の適用を受ける場合には新旧の合計で最高4万円）

	保険料A	控除額
Ⅰ平24～（新契約）	2万円以下	Aの全額
	～4万円以下	A×50%＋10,000円
	～8万円以下	A×25%＋20,000円
	8万円超	40,000円
Ⅱ～平23（旧契約）	2.5万円以下	Aの全額
	～5万円以下	A×50%＋12,500円
	～10万円以下	A×25%＋25,000円
	10万円超	50,000円

地震保険料控除	①＋②（限度額5万円）	
①地震保険料A		Aの全額（限度5万円）
②旧長期損害保険料B	1万円以下	Bの全額
	～2万円以下	B×50%＋5,000円
	2万円超	15,000円

障がい者控除	一般	特別	同居特別
	27万円	40万円	75万円

寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除
27万円	35万円	27万円

〈50音順索引をご利用ください〉
下記 URL 又は右の二次元バーコードを読み込んでご確認いただけます。
https://www.control-sya.co.jp/image/handbook/R06zei-50.pdf

目次　令和６年度版　税務ハンドブック

■月別税務日程表 …… 8
●申告・納付に関する注意事項 …… 9

令和６年度税制改正の主要なポイント

法人税・所得税・消費税・相続税・贈与税・地方税 …… 10
（参考）令和６年能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特例措置 …… 24

国税関係

国税の通則等に関する事項

■国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税 …… 25
●延滞税の計算方法 …… 29
●日数速算表 …… 30
■更正の請求・更正決定等の期間制限・国税の調査・不服申立制度 …… 31
（参考）電子帳簿保存法 …… 34

耐用年数

■法定耐用年数の基本的事項 …… 35
●機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表［別表第一］（抜粋） …… 36
●機械及び装置の耐用年数表［別表第二］ …… 41
●無形減価償却資産の耐用年数表［別表第三］（抜粋） …… 43
●生物の耐用年数表［別表第四］ …… 43
●公害防止用減価償却資産の耐用年数表［別表第五］ …… 44
●開発研究用減価償却資産の耐用年数表［別表第六］（抜粋） …… 44
●平成19年３月31日以前に取得された減価償却資産の残存割合表［別表第二］ …… 44
■減価償却資産の償却率表（別表第七・八・九・十） …… 45

法人税

■法人設立の場合の届出等 …… 47
■法人税の主な申請・届出等 …… 48
■企業会計の利益と税法上の利益（所得金額） …… 49
■受取配当等の益金不算入 …… 51
■資産の評価益・受贈益・還付金等 …… 53
■外貨建取引の換算等 …… 54
■有価証券の譲渡損益の額の計算等 …… 55
○有価証券の評価損 …… 56
■棚卸資産 …… 58
■減価償却資産と償却費の計算 …… 61
●資本的支出と修繕費の区分判定 …… 62
■減価償却資産の取得価額 …… 66
■主な特別償却制度 …… 68

令和7年度版は現在編集中です

■リース取引 …… 70
■繰延資産の償却額 …… 72
■役員の給与 …… 73
○役員給与の損金算入範囲等 …… 74
■過大な使用人給与等 …… 74
■経済的な利益と給与 …… 75
■租税公課・不正経費等の損金不算入 …… 76
■租税公課の損金算入時期 …… 76
■交際費等 …… 77
■使途秘匿金 …… 77
■寄附金 …… 78
■貸倒損失・引当金 …… 79
1 貸倒損失 …… 79
2 貸倒引当金 …… 79
3 返品調整引当金 …… 81
■返品債権特別勘定 …… 82
■圧縮記帳 …… 83
■その他の経費（ゴルフクラブ等の入会金等・海外渡航費） …… 86
■法人契約の定期保険等に係る保険料 …… 87
■消費税等に係る会計処理 …… 90
■グループ法人税制 …… 91
■繰越欠損金の損金算入 …… 92
■欠損金の繰戻し還付制度 …… 94
■適用額明細書の添付が必要となる主な特別措置一覧表（抜粋） …… 95
■特定同族会社と留保金課税 …… 96
■法人の税率表 …… 97
■税額控除 …… 98
■申告・納付 …… 106

所得税

■所得税の主な申請・届出等 …… 107
■新規開業等の場合の届出等 …… 108
■相続により業務を承継した場合の届出等の留意点 …… 109
■納税地 …… 109
■所得の種類と所得金額 …… 110
■主な非課税所得と免税所得 …… 111
■所得税の確定申告 …… 113
■各種所得金額の計算 …… 114
1 利子所得 …… 114
2 配当所得 …… 115
3 不動産所得 …… 117
4 事業所得 …… 118
●医師の社会保険診療報酬の特例 …… 119
●事業所得と給与所得の区分 …… 119
5 給与所得 …… 120
●給与所得者の特定支出 …… 121
●年収の壁 …… 122
●経済的利益（現物給与）の範囲 …… 123

●社宅家賃（月額）の計算一覧 …… 125
6 退職所得 …… 126
○退職金等の受給と課税の関係 …… 126
7 山林所得 …… 127
8 譲渡所得 …… 128
●株式等に係る譲渡所得等 …… 130
●令和６年からの新しいNISAの概要 …… 137
●令和５年末までのNISA（少額投資非課税制度）の概略 …… 139
●国外転出をする場合の譲渡所得等の特例 …… 140
●低額譲渡の課税関係 …… 141
●土地・建物等の課税の特例 …… 142
●土地等譲渡所得チャート …… 146
●譲渡所得の主な特例等の添付書類 …… 147
○居住用財産売却の特例チャート …… 148
●補償金の区分と税務上の取扱い …… 149
●資産の取得の日 …… 150
●譲渡損益の相殺順序 …… 151
●特別控除の適用順位 …… 151
9 一時所得・10雑所得（公的年金等） …… 152
●一時所得と雑所得の具体例 …… 153
■主な年金等の課税関係 …… 154
■損益の通算 …… 156
■損失の繰越し、繰戻し …… 157
■令和６年分の所得控除一覧表 …… 158
●医療費に該当するもの・医療費に該当しないもの …… 159
●介護保険制度と医療費控除 …… 159
●ふるさと納税 …… 161
●令和６年分の扶養控除の態様別適用一覧 …… 165
■所得税額速算表（平成27年分以後） …… 166
■復興特別所得税 …… 166
■平均課税 …… 166
■税額控除一覧表 …… 167
○住宅借入金等特別控除（居住年に応じた控除率及び控除限度額） …… 170
■所得税額の計算関係図（令和６年分） …… 178
■財産債務調書・国外財産調書 …… 179
■源泉徴収 …… 181
●居住者に対して支払う所得の源泉徴収 …… 181
●居住者に対して支払う報酬・料金等の源泉徴収 …… 182
●内国法人に対して支払う所得の源泉徴収 …… 183
●非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収 …… 184
■予定納税 …… 185

消費税

■消費税導入後の変遷 …… 186
■課税の対象 …… 186
■主な不課税取引 …… 189
■非課税取引 …… 190
■輸出免税 …… 194

■納税義務者と納税義務の免除の特例 …… 195
○納税義務の判定 …… 195
■資産の譲渡等の時期 …… 198
■課税期間・納税地 …… 199
■課税標準 …… 200
■課税仕入れに係る消費税額 …… 201
■仕入税額控除等 …… 202
1．仕入れに係る控除税額の計算 …… 202
2．仕入税額の按分計算 …… 202
(1)個別対応方式 …… 202
(2)一括比例配分方式 …… 203
(3)課税売上割合 …… 203
3．適用要件 …… 204
4．仕入れに係る対価の返還等を受けた場合 …… 205
5．棚卸資産に係る消費税額の調整 …… 205
6．調整対象固定資産の調整 …… 205
7．調整対象固定資産の転用 …… 206
■貸倒れに係る消費税額の控除 …… 206
■売上げに係る対価の返還等をした場合 …… 206
■簡易課税制度（中小事業者の仕入れに係る税額の控除の特例） …… 207
■事業区分のフローチャート …… 208
■軽減税率制度 …… 208
■適格請求書等保存方式（インボイス制度） …… 212
■申告・納付 …… 216
○申告期限と納期限一覧 …… 216
■消費税申告書・届出書等一覧表（抜粋） …… 217

相続税・贈与税・その他の国税

■相続税 …… 219
●(参考)民法における相続に関する規定 …… 229
●親族表 …… 230
■贈与税 …… 231
●住宅取得等資金の贈与の特例の非課税限度額 …… 232
■生命保険金等を受け取った場合の課税関係 …… 235
■相続時精算課税 …… 237
●令和６年以後の相続時精算課税贈与と暦年課税贈与 …… 239
■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税 …… 240
■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税 …… 241
■事業承継税制 …… 242
●非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度 …… 242
●非上場株式等についての相続税の納税猶予制度 …… 243
●特例事業承継税制 …… 245
●個人事業者の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度 …… 246
■財産評価 …… 247
○土地評価の補正率表 …… 247
■取引相場のない株式の評価方式の判定 …… 256
●会社規模（Ｌの割合）の判定 …… 257
●類似業種比準価額方式 …… 257

●純資産価額方式 …… 258
●配当還元方式 …… 258
■印紙税 …… 259
●印紙税の課税物件表 …… 259
■登録免許税 …… 262
1．不動産登記関係 …… 262
2．会社の商業登記（主なもの） …… 263
3．工業所有権の登録 …… 263
4．個人の商業登記 …… 264
5．人の資格の登録等 …… 264

地方税関係

■法人住民税 …… 265
●法人市町村民税・道府県民税の税率 …… 265
■個人住民税 …… 265
(1)市町村民税・道府県民税均等割（標準税率） …… 265
(2)個人住民税（道府県民税・市町村民税）所得割税速算表 …… 266
●人的控除額の所得税と個人住民税の差 …… 266
(3)分離課税等に係る個人住民税の税率割合等 …… 268
■個人事業税 …… 269
■法人事業税 …… 270
●特別法人事業税及び特別法人事業譲与税 …… 271
■不動産取得税 …… 274
■固定資産税（償却資産税）・都市計画税 …… 275
■事業所税 …… 278
■その他の主な地方税（地方消費税・ゴルフ場利用税） …… 280
■自動車関係税（主なもの） …… 281
●付録
• 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）抜粋（令和６年分） …… 283
• 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋（令和６年分） …… 286
• 厚生年金保険料額表（令和２年９月分（10月納付分）～） …… 288
• 全国健康保険料率表（令和６年３月分（４月納付分）から適用） …… 289
• 健康保険の標準報酬月額表 …… 289
• 雇用保険料率表（令和６年度） …… 289
• 年齢早見表（適用年齢簡易判定付）［令和６年用］ …… 290

凡　例

通　法……国税通則法
通　令……国税通則法施行令
法　法……法人税法
法　令……法人税法施行令
法　規……法人税法施行規則
法基通……法人税基本通達
所　法……所得税法
所　令……所得税法施行令
所　規……所得税法施行規則
所基通……所得税基本通達
相　法……相続税法
相　令……相続税法施行令
相　規……相続税法施行規則
相基通……相続税法基本通達
評基通……財産評価基本通達
消　法……消費税法
消　令……消費税法施行令
消　規……消費税法施行規則
消基通……消費税基本通達
措　法……租税特別措置法
措　令……租税特別措置法施行令
措　通……租税特別措置法関係通達
地方法……地方法人税法
印　法……印紙税法
登免法……登録免許税法
徴　法……国税徴収法
地　法……地方税法
地　令……地方税法施行令
国　外……内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
送金法
耐　令……減価償却資産の耐用年数等に関する省令
耐　通……耐用年数の適用等に関する取扱通達

令和7年度版は現在編集中です

令和６年度税制改正の主要なポイント

法人税関係 （法人税法／租税特別措置法）

１．賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の強化

改　正　の　概　要	参考法令等
• 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度は、全ての青色申告法人に適用される賃上げ促進税制と青色申告法人の中小企業者等に適用される賃上げ促進税制の２制度で構成されていましたが、中堅企業に適用される制度が新設され３制度となりました。 • また、中小企業向けの措置に対しては、５年間の繰越税額控除制度が創設された上で、さらに人的投資に対する要件が見直されました。	措法42の12の５、 措令27の12の５
▶令和６年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する事業年度について適用	

(1)　全ての青色申告法人に適用される賃上げ促進税制

①原則の税額控除率が10%（改正前：15%）に引き下げられました。

②この措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針等の一定の事項（マルチステークホルダー方針）」（取引先に消費税の免税事業者が含まれることを明確にしなければなりません。）を公表しなければならない者（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の法人（現行））に、常時使用従業員数2,000人超の法人が加えられました。

継続雇用者給与等支給額の対前年増加割合	雇用者給与等支給額の対前年増加額に乗ずる税額控除率
３％以上	10%
４％以上	15%（５％上乗せ）
５％以上	20%（10%上乗せ）
７％以上	25%（15%上乗せ）
教育訓練費の対前年増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合	さらに５％上乗せ
プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合	さらに５％上乗せ
最大控除率	35%（25%＋５％＋５％）
控除上限額	法人税額の20%

（注）税額控除限度超過額の繰越は出来ません。

(2) 青色申告法人の中堅企業に適用される賃上げ促進税制

①中堅企業とは、青色申告書を提出する法人で常時使用従業員数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用従業員数の合計数が１万人を超えるものを除きます。）をいいます。

②資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の法人がこの措置の適用を受けるためには「マルチステークホルダー方針」を公表しなければなりません。

継続雇用者給与等支給額の対前年増加割合	雇用者給与等支給額の対前年増加額に乗ずる税額控除率
３％以上	10%
４％以上	25%（15%上乗せ）
教育訓練費の対前年増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合	さらに５％上乗せ
プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定又はえるぼし認定（３段階目）を受けている場合	さらに５％上乗せ
最大控除率	35%（25%＋５％＋５％）
控除上限額	法人税額の20%

（注）税額控除限度超過額の繰越は出来ません。

(3) 青色申告法人の中小企業者等に適用される賃上げ促進税制

雇用者給与等支給額の対前年増加割合	雇用者給与等支給額の対前年増加額に乗ずる税額控除率
1.5%以上	15%
2.5%以上	30%（15%上乗せ）
教育訓練費の対前年増加割合が５％以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合	さらに10%上乗せ
プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合、又は、くるみん認定若しくはえるぼし認定（２段階目以上）を受けている場合	さらに５％上乗せ
最大控除率	45%（30%＋10%＋５％）
控除上限額	法人税額の20%

（注１）中小企業者等とは、資本金１億円以下の法人（資本金５億円以上の法人等の完全支配子会社は除きます。）又は常時使用従業員数が1,000人以下の法人及び農業協同組合等をいい、発行済株式総数等の１/２以上が同一の大規模法人の所有に属する法人等を除きます。

（注２）**控除限度超過額は５年間の繰越しができます（繰越税額控除をする事業年度に雇用者給与等支給額が対前年で増加している場合でないと適用できません。）。**

▶令6.4.1以後開始事業年度において生じる控除しきれない金額について適用

※認定制度の概要　（詳細は、厚生労働省　くるみん（えるぼし）検索でお調べください。）

○くるみん認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき一定の基準を満たした企業が「子育てサポート企業」として厚生労働大臣から認定を受けることができる制度です。
なお、育児休業等取得率での認定基準は次の通りです。

国　税　関　係

国税の通則等に関する事項

■国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税

項　目	説　明
1. 国税通則法と申告手続 （通法1、4） （通法21） （通法22） （通法11）	• 国税通則法は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的として、国税についての一般法として規定されています。 ⑴　納税申告書の提出先 納税申告書は、その提出の際における納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。 ⑵　郵送された納税申告書等の効力発生時期 納税申告書（当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書に関連して提出するものとされている書類を含みます。）その他国税庁長官が定めた書類が郵便又は信書便※により提出された場合には、いわゆる「発信主義」が適用され、その郵便物のスタンプにより表示された日に、その提出がなされたものとみなされます。この場合、通信日付印による表示がない又は不明瞭なときは、その郵便物について通常要する郵送日数から逆算して発送したと認められる日に提出されたものとみなされます。 ※郵　便⇨小包郵便物（ゆうパック等）は郵便物に該当しません。（レターパックは信書も送れます） 信書便⇨民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。 ⑶　災害等の場合の申告書の提出期限の延長 税務署長等は、災害その他やむをえない理由により国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の提出をその期限までに行うことができない場合は、その理由のやんだ日から２か月以内に限り、その提出期限を延長することができることになっています。
2. 納付の方法 （通法34、相法43） （通法34の2、通令7） （通法34の3） （通法34の3）	納付すべき税額が確定したときは、その納期限までに金銭により納付しなければなりません。印紙で納付すべき国税は印紙により、物納の許可があった場合は、物納により納付しなければなりません。 ▷口座振替による納付も可能です。口座振替による納付で、一定の要件を満たす場合、納期限後であっても納期限内納付とみなされます。 ▷ e-tax による電子申告送信後に、事前に届出をした預貯金口座から即時または期日を指定できる「ダイレクト納付」による納付も可能です。 ▷納付税額30万円以下の国税は、コンビニ・スマホアプリで納付することが可能です。 ▷クレジットカードによる納付も可能です。（上限は1,000万円未満） ▷納付税額が確定した国税でその納期限の到来していないもの（例えば、７月１日から10月31日までの間の第２期分の所得税）や近日中に納付税額が確定すると見込まれるもの（税務調査があったが修正申告書提出前のもの）は、予納申出書を提出すれば、あらかじめ納付可能です。

法　人　税

■法人設立の場合の届出等

○会社設立の基本的事項⇨・商号・本店所在地・事業目的・発行可能株式総数・設立時発行株式数・資本金・株券発行の有無・株式譲渡制限の有無・事業年度・設立日・取締役の任期（２年、４年、５年、10年）・取締役会設置の有無・監査役会設置の有無・払込先銀行支店・発起人の住所氏名等

提出先	提出書類	添付書類等	提出期限	根拠法令等
税務署	設立届出書（納税地・事業目的、設立日等）	・定款等の写	設立登記の日から２か月以内	法法148 法規63
	青色申告の承認申請書		最初の事業年度終了の日又は設立の日から３か月を経過した日の何れか早い方の日の前日	法法122①、②
	棚卸資産の評価方法の届出書	法定評価方法……最終仕入原価法	設立後最初に到来する確定申告期限（仮決算による中間申告書を提出する場合はその申告期限）	法令29、30、31
	有価証券の評価方法の届出書	法定評価方法……移動平均法		法令119の5、119の7
	減価償却資産の償却方法の届出書	○平成10年４月１日以後取得の建物及び平成28年４月１日以後取得の建物附属設備・構築物…定額法 ○上記以外の有形減価償却資産…定額法又は定率法（法定償却方法は定率法）		法令51、53
	給与支払事務所等の開設届出書		事務所開設日から１か月以内	所法230
道府県市町村	設立届出書	・定款等の写 ・登記事項証明書（株主名簿の写等）		

（注）　上記の他、消費税関係については別途届出書の提出が必要な場合があります。消費税の届出にあたっては、特に届出時期と適用期間の関係に留意してください。（P.217、218参照）

所　得　税

■所得税の主な申請・届出等

内容			提出書類等	提出期限	根拠法令
確定申告	通常		○確定申告書　○確定損失申告書 ○純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書	翌年３月15日まで	所法120、123 所法140
			○修正申告書（税額に不足額がある場合又は純損失等の金額が過大である場合等）	更正の通知がある日まで、随時	通法19①
			○更正の請求書（税額が過大である場合又は純損失等の金額が過少である場合等）	法定申告期限から５年以内で、随時	通法23①、所法152、153、153の２～６
	死亡の場合	年の中途	○相続人が提出する確定申告書（準確定申告書）、確定損失申告書 ○相続人が提出する純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書	相続開始日の翌日から４か月以内	所法125①③ 所法125②、141
		翌年の１/１～３/15	○確定申告書又は確定損失申告書を提出しないで翌年３月15日までに死亡した場合の申告書　○純損失の繰戻しによる還付請求書	相続開始日の翌日から４か月以内	所法124①②、141
	出国の場合	年の中途	○確定申告書　○確定損失申告書 ○還付を受けるための申告書	出国の時まで	所法127①②③
		翌年～２/15	○確定損失申告書	翌年１/１～２/15	所法126②
		翌年～３/15	○確定申告書	出国の時まで	所法126①
予定納税	○所得税及び復興特別所得税の予定納税額の７月（11月）減額申請書 ※令和６年分に限り、同年６月30日の現況に係る予定納税額の減額承認申請書の期限は７月31日			７月15日 11月15日	所法111①、112 所法111②、112
青色申告・評価方法等	○青色申告承認申請書に関する届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書			その年の３月15日	所法144、166 所令197① 所令197②
	○再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書			その年の１月31日	所令195②（所規39の2）
	○棚卸資産の評価方法 ○減価償却資産の償却方法 ○有価証券の評価方法 ○暗号資産の評価方法 の変更承認申請書			その年の３月15日	所令101② 所令124② 所令107② 所令119の４
	○青色事業専従者給与に関する届出書			その年の３月15日	所法57

令和7年度版は現在編集中です

消　費　税

■消費税導入後の変遷

施行時期	税率			事業者免税点	簡易課税		仕入税額控除	限界控除適用上限
	消費税	地方消費税	計		適用上限	みなし仕入率		
平元.4	3.0% ※平3.9まで住宅貸付けは課税	—	3.0%	3,000万円	5億円	卸売90% その他80%	帳簿方式	6,000万円
平3.10					4億円	製造業など70% その他60% 追加		5,000万円
平9.4	4.0%	1.0%	5.0%		2億円	第五種追加 （不動産業 運輸・通信業 サービス業）50%	請求書等保存方式	廃止
平16.4				1,000万円	5,000万円			
平26.4	6.3%	1.7%	8.0%					
平27.4						第五種 （金融 保険）50% 第六種 （不動産業）40%		
令元.10	7.8% （6.24%）	2.2% （1.76%）	10.0% （8.0%）			食用の農林水産物生産を第二種80%	区分記載請求書等保存方式	
令5.10							適格請求書等保存方式	

■課税の対象

項　　目	説　　明
1. 課税の対象と取引の関係 （消法2①八、4①） ※特定仕入れを除きます。	• 消費税の課税対象は、「事業者が行う国内取引」と「輸入取引」に限られます。 • 事業者が行う国内取引のうち課税対象となるのは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供です。

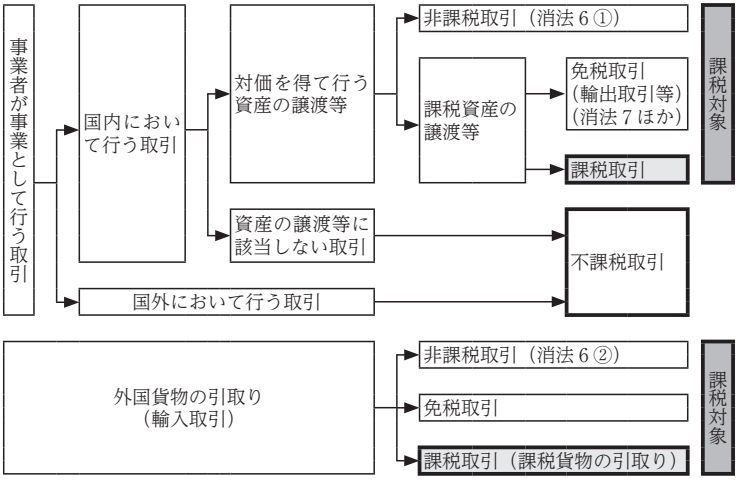

相続税・贈与税・その他の国税

■相続税

1. 納税義務者
（相法1の3）

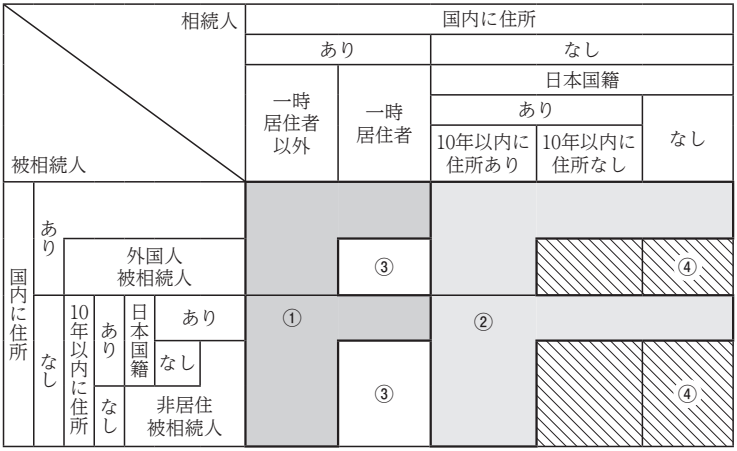

- **一時居住者**とは、相続開始の時において在留資格を有する者であって、その相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- **外国人被相続人**とは、相続開始の時において、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその相続に係る被相続人をいいます。
- **非居住被相続人**とは、相続開始の時において、国内に住所を有していなかったその相続に係る被相続人であって、(ア)その相続開始前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの、又は、(イ)その相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有していたことがないもの、をいいます。

課税財産	相続人の住所が国内	相続人の住所が国外
国内・国外財産	①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者
国内財産だけ	③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者

（注）相続等により財産を取得した時において日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることになります。

- 贈与により相続時精算課税制度の適用を受ける財産を取得した個人（上記①～④に該当する者を除きます。）を**特定納税義務者**といい、課税財産の範囲は相続時精算課税適用財産のみとなります。

（納税義務者の相続税法の適用関係）

（相法19の2）
（相法19の3）
（相法19の4）
（相法20の2）
（相法62）

納税義務者	①居住無制限	②非居住無制限	③居住制限	④非居住制限
債務控除（相法13）	相法13①各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分		相法13②各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	
配偶者控除	○	○	○	○
未成年者控除	○	○	×	×
障がい者控除	○	×	×	×
外国税額控除	○	○	×	×
納税地	住所地※	相法62②適用有※	住所地※	相法62②適用有

※相法附則（昭和25年法律第73号）第３項の適用がある場合を除きます。

地　方　税　関　係

■法人住民税

●法人市町村民税・道府県民税の税率

(1)　均等割

区分＼種目		市町村民税（地法312）	道府県民税（地法52）	
資本金等の額	市町村内の事業所等の従業員数	標準税率	標準税率	《大阪府の場合》令7.3.31迄の開始分
①50億円超	50人超	3,000千円	800 千円	1,600 千円
	50人以下	410		
②10億円超 50億円以下	50人超	1,750	540	1,080
	50人以下	410		
③1億円超 10億円以下	50人超	400	130	260
	50人以下	160		
④1,000万円超 1億円以下	50人超	150	50	75
	50人以下	130		
⑤1,000万円以下	50人超	120	20	20
	50人以下	50		
⑥上記以外				

（注）・市町村民税の適用税率は各市町村の条例で定められます。制限税率は1.2倍です。
・「資本金等の額」とは、「法人税法に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。
・「資本金等の額」は、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

(2)　法人税割税率

□超過税率又は不均一課税適用法人の税率（標準税率）のどちらを適用するか判定します。

《大阪府の場合》

※大阪府の税率は2.0%（ただし不均一課税適用法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下、かつ、法人税額が年2,000万円以下）は、1.0%）

事業年度＼税目	市町村民税（地法314の4）		道府県民税（地法51）	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
令元.10.1以後開始	6.0%	8.4%	1.0%	2.0%

〔注〕適用税率は各市町村・都道府県の条例で定めます。

■個人住民税

(1)　市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）

税目＼区分	標準税率	復興特別税（地方財源法2）	合計
市町村民税（地法310）	3,000円	500円	3,500円
道府県民税（地法38）	1,000円	500円	1,500円
合　　計	4,000円	1,000円	5,000円

※平成26年度から令和5年度までの10年間は、震災復興財源として、年間1,000円引き上げられています。
※個人住民税における公的年金からの特別徴収制度があります。
※令和6年度分から森林環境税（1,000円）が個人住民税に併せて賦課徴収されます。

■給与所得の源泉徴収税額表（月額表）抜粋

令和 6 年分

(一)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数					乙
		0人	1人	2人	3人	4人	
以上	未満	税			額		税額
円	円	円	円	円	円	円	円
88,000円未満		0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%相当金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	5,100
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	5,400
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	5,700
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	6,000
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	6,300
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	6,600
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	6,800
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	7,100
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	7,500
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	7,800
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	8,100
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	8,400
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	8,700
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	9,000
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	11,100

(二)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数					乙
		0人	1人	2人	3人	4人	
以上	未満	税			額		税額
円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	11,400
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	11,700
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	12,000
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	12,400
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	12,700
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	13,200
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	13,900
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	14,600
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	15,300
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	16,000
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	16,700
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	17,500
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	18,100
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	18,800
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	19,500
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	20,200
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	20,900
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	21,500
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	22,200
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	22,700
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	23,300
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280	0	23,900
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350	0	24,400
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420	0	25,000
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490	0	25,500
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560	0	26,100
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630	0	26,800
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710	0	27,400
224,000	227,000	5,680	4,060	2,440	830	0	28,400
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930	0	29,300
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	30,300
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	31,300
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	32,400
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	33,400
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	34,400
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	0	35,400
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	36,400
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	37,500
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	38,500
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	39,400
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	40,400
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	41,500
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	42,500
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	43,500
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	44,500
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	45,500
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	46,600
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	47,600
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	48,600
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1,460	49,700